

令和4年度製作

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）
仕様書

富士山南東消防本部

《目次》

第 1	総則	1
第 2	提出書類	3
第 3	概要	3
第 4	使用シャシ	3
第 5	ポンプの構造及び位置等	4
第 6	吸水口・放水口・中継吸口	5
第 7	冷却装置（サブラジエータ）	6
第 8	水槽	6
第 9	キャブ構造	6
第10	車体艤装	8
第11	サイレン及び灯火類	10
第12	消防無線装置	11
第13	塗装および記入文字	12
第14	取付品、付属品及び装備品	14

第1 総則

- 1 この仕様書は、富士山南東消防本部（以下「本部」という。）が、令和4年度に整備する緊急消防援助隊施設整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号）に規定する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）（以下「車両」という。）の仕様について定める。
- 2 車両の製作は、この仕様書及び製作承認図等（契約後受注者にて製作すること。）によるほか、次に掲げるところによる。
 - (1) 緊急走行、消火活動等の消防活動に適した構造及び機能を有していること。
 - (2) 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」に適合し、緊急自動車としての承認を得られていること。
 - (3) 動力消防ポンプは、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）」に適合していること。
 - (4) 受注者は、消防用車両の安全基準検討会が定めた「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、品質確保、環境対策の配慮からISO9001、ISO14001認証取得による品質環境管理システムによって製造が行われていること。
 - (5) 上記のほか、関係法令、関係通達等に適合していること。
- 3 受注者は、契約にあたり、この仕様書を了承し、疑問な点については、本部に質問し、十分に熟知した上で契約すること。
- 4 受注者は、契約後本仕様の詳細について本部と打合せを行い、製作承認図等を本部に提出し、承認を得たあと製作に着手すること。
- 5 受注者は、車両の製作にあたりこの仕様書に疑問が生じた場合は、本部と協議の上、承認または指示を受けること。
- 6 受注者は、製作にあたりこの仕様書を変更しなければならない事項が生じた場合には、本部に理由を説明し協議の上、変更承認図等を提出し、承認を得ること。
- 7 本仕様書に記載のない事項で車両の製作上、当然必要な施工については本部の指示に従い受注者の負担で行うものとする。
- 8 車両装備品、取り付け品及び付属品は、本部が支給する物品を除きすべて新規製品とし、塗装を施すものにあつては最上質の仕上げとすること。
- 9 製作艤装にあたっては、次の点に留意すること。
 - (1) 頑丈かつ軽量であり優美であること。
 - (2) 車両本体は、自動車検査証に登録された車両総重量の状態において、常時十分な耐久性及び強度を有していること。
 - (3) 各装置は、耐久性及び耐食性に優れており、点検整備を容易に行うことができるものであること。
 - (4) 受注者及びシャシメーカー並びに艤装メーカー等は、常に連絡を密にし、艤装中及び完成後に支障のないようにすること。
- 10 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。
- 11 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。
- 12 受注者は、製作工程表に基づき、次の検査を受けること。
 - (1) 中間検査

受注者は艀装組立が完了した時、発注者による中間検査を受けるものとする。また、検査を受ける予定日の20日前までには検査日時、場所等を記入した検査依頼書を本部に提出し承認を受けること。なお、中間検査時の指摘事項及び確認事項等はすべて記録し、発注者に文書にて報告し、指摘事項に対し双方の解釈に相違がないようにすること。

(2) 完成検査

ア 受注者は、各部給脂等点検整備を入念に実施し、燃料を満タンにして検査を受けること。

イ 納車時に以下の検査を実施し、発注者が不適合と認めた箇所については、直ちに修復改善のうえ、再検査を受けるものとする。

㊦ 外観検査

㊧ 付属品、取付品及び取付装置の操作

㊨ 艀装完成検査

㊩ ポンプ性能試験（真空、エゼクター試験を含む）

㊪ 走行試験

13 納期は、次のとおりとする。

(1) 納期 令和5年3月30日

注) 消防用シャシの提供遅れにより遅延が発生した場合は、協議する。

(2) 納入先 三島市南田町4番40号 富士山南東消防本部

(3) 配備先 三島市南田町4番40号 三島消防署

14 旧車両の廃棄処分は、次のとおりとする。

(1) 旧車両の完全抹消登録完了後、速やかに当該抹消登録証明書を本部に提出すること。併せて、自動車損害賠償責任保険料の解約返戻金及び自動車重量税の還付金を本部へ返戻するよう速やかに手続きすること。

(2) 受注者は車体の名称表示を確実に消去するとともに、赤色警光灯、サイレンの撤去を行い、本部の確認を得ること。なお、車両及び積載品の処分に係る一切の費用は受注者の負担とする。

15 補則

(1) 保証

保証期間は、納入後1年間又はメーカー等が定める期間とし、保証期間後においても本部の責任と認めない設計、資材、艀装工等の不備による不具合が生じた際は、受注者の責任において無償にて修理又は交換等を行うものとする。

(2) 登録諸費用

納車完了まで生じる登録に関する一切の経費については受注者が負担する。但し、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、リサイクル料金については、本部の負担とする。また、登録番号は『2』を取得すること。

(3) 講習

受注者は、「消防車両の安全基準について」に基づき、安全操作技能講習及び点検整備講習について本部に対し無償で2回以上技術指導を行うこと。

(4) 無償点検整備

納入3ヶ月後の車両法定点検整備は、受注者が無償で行うこと。また、エンジンオイル

及びオイルエレメント交換を無償で実施すること。

第2 提出書類

- 1 受注者は、契約後に次の書類を3部提出すること。
 - (1) 製作工程表
 - (2) 製作承認図（艀装3面図、ボックス内配置図）
 - (3) 電気配線図
 - (4) シャシ諸元図
 - (5) ポンプ諸元図
 - (6) ポンプ組立図
 - (7) ポンプ架装図
 - (8) 配管系統図
 - (9) 車体組立図
 - (10) その他発注者が指示するもの
- 2 受注者は、緊急自動車届出に伴う次の書類を3部提出すること。
 - (1) 改造概要等説明書
 - (2) 譲渡証明書の写し
 - (3) 車検証の写し
 - (4) 緊急自動車届出書の写し
 - (5) 完成車両4面写真
- 3 受注者は、完成検査時に次の書類を2部提出すること。
 - (1) 車両取扱説明書
 - (2) ポンプ取扱説明書
 - (3) 資機材取扱説明書
 - (4) パーツリスト
 - (5) ポンプ性能試験成績表
 - (6) 受託試験合格及び安全基準適合プレート写し
 - (7) 製作工程写真
 - ア 製作中各工程（シャシ、組立中、塗装後等）
 - イ 試験実施工程別（重量実測試験、放水試験等）
 - (8) 消防無線、AVM移設確認表、無線試験表及び作業写真を提出すること。

第3 概要

車両は、下記のシャシに揚水ポンプと水容量2,000ℓ以上の水槽を装備し、電動アシスト付ホースカーを油圧昇降装置により積載するものとし、積載水、河川及び消火栓等の水利を使用して強力な放水を行うことができるものとする。

第4 使用シャシ

- 1 車両のシャシは、国家検定に合格した消防車専用シャシとし、車両総重量12トン未満の低床型4輪駆動で、令和4年に製造されたものとする。

2 この仕様において指定したもの以外の装備品については、消防用シャシとしてメーカーが公表した標準取り付け品が装備されていなければならない。

3 車両に使用するシャシの主要諸元は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--|
| (1) キャブ形式 | 消防車専用ダブルキャブ型 |
| (2) 駆動方式 | 低床型 4 輪駆動 |
| (3) エンジン形式 | 水冷 4 サイクルディーゼル過給機付 |
| (4) エンジン排気量等 | 5,100cc 以上、210PS 以上 |
| (5) ホイールベース | 3,750mm 程度 |
| (6) トランスミッション | オートマチック |
| (7) 乗車定員 | 6 人（前部 2 人、後部 4 人） |
| (8) ステアリング装置 | パワーステアリング |
| (9) オルタネータ | 24V-90A 以上 |
| (10) バッテリー | JIS 形式 115F51 型 100Ah 以上 2 個 |
| (11) 安全装置 | ABS 装置、エアバッグ（運転席）、衝突被害軽減ブレーキ |
| (12) ライト | LED 式（LED フォグライト付） |
| (13) ドアミラー | 助手席側電動格納式・運転席側助手席側リモコン調整式・隊長確認用ミラー・全ミラーメッキカバー付 |
| (14) キャブチルト装置 | 電動油圧式 |
| (15) ラジアルタイヤ | オールシーズンタイヤ（ホイール付きスペアタイヤ含む） |
| (16) 標準工具 | 1 式 |
| (17) オイルジャッキ | 1 式 |
| (18) 非常信号灯 | 1 式 |
| (19) フロアマット | 1 式 |
| (20) 窓ガラス | 全席パワーウインドウ |

第 5 ポンプの構造及び位置等

1 動力ポンプ装置

- (1) 動力ポンプは、2 段バランスタービンまたは 1 段ボリュートポンプとし、消防検定 A-2 級の性能を有すること。
- (2) 動力ポンプはシャシエンジンの PTO（パワーテイクオフ）により駆動され、PTO の操作は、運転席に設けられたスイッチにより行うものとする。
- (3) 材質は、強度及び腐食性を考慮した青銅鋳物またはアルミ製とする。また、各装置による車両重量増を解消するため、強度を低下させることなく、極力軽量化を図ること。

2 真空形成装置

- (1) 真空形成装置は、無給油式とし吸管外端閉塞にて 30 秒以内に大気圧の 84% とする性能を有するものとする。
- (2) 操作は押しボタン式スイッチによるものとし、駆動装置は円滑に作動し揚水完了後は自動的に停止すること。なお、非常用の別系統スイッチを車両左右どちらかに設けるものとする。

3 ポンプ操作室

ポンプ操作室は車体左右に設け、操作員が容易かつ安全にポンプ操作が行えるよう次の機能を有するものとし、一つの操作室で全てが行えるものとする。

- (1) 圧力計・連成計（リタード式）は、照明灯・ゲージ部作動確認ランプ付とし、振動等でも針振れがない構造とする。
- (2) ポンプスロットルは、電子式スロットルとし、左右どちらでも同方向に回転することによってエンジン回転速度を上げ下げできるものとする。
- (3) 液晶ディスプレイを有し、詳細は以下のとおりとする。
 - ア 液晶画面は7.0インチ以上の液晶とし、昼夜に関わらず認識し易いよう調光機能を装備した低反射型硬質パネルとする。
 - イ 液晶ディスプレイには、以下の表示ができるものとする。
 - ㊦ 警告モニタ
冷却水及び真空ポンプに対する警告表示ができ、かつ警報ブザーが鳴るようにすること。また、警報ブザーには停止スイッチを設けること。
 - ㊧ 計器類
ポンプ回転計・ポンプ圧力計・ポンプ連成計のデジタル数値による表示ができること。また、タンク内の水量を表示する機能を設けること。
 - ㊨ 流水状況
各ボールコックの開閉状況、ポンプの運転状況（揚水・放水）及び放水時における流水状況の把握のための表示ができること。
 - ㊩ 放水流量・積算量
各放水口の放水流量及び積算放水量をデジタル表示すること。
- (4) ディスプレイ内の各種操作及び表示切替えは、手袋装着時でも確実に操作が行えること。
- (5) 非常時における真空形成装置及びスロットル操作は、ポンプ室左右どちらかに設けられた別回路の手動操作装置にて行えること。
- (6) 機関員の負担を軽減するため、自動調圧装置を設けるものとし、手動にて任意の圧力に上昇させた時点で設定する方法とすること。なお、自動調圧機能の解除については、容易に解除可能な構造とすること。

第6 吸水口・放水口・中継吸口

1 吸水口

- (1) 消防呼称75mmボールコック（ストレーナ付）とし、車両両側のポンプ室に各1個設け、75mm×10mの吸管を常時接続（エルボ付）する構造とする。なお、レバーは左右とも前方向で開とする。
- (2) 吸水用配管内及びボールコック内等の排水が完全に行える構造とし、排水パイプは車体下部まで延長すること。
- (3) 水槽からの吸水配管は、別に定める構造によること。

2 放水口

- (1) 放水用配管には、自動放口閉塞弁を設け、車体が傾斜しても自動的に閉じる構造であること。
- (2) 放水口は、消防呼称65mmボールコックとし、車両左右に各2個設けること。なお先端は、

65 mmと 50 mmが兼用できるスイベル吐水金具（町野式差込オス金具）を取り付けること。

(3) レバーは左右とも前方向で開とする。

3 中継吸口

中継吸口は消防呼称 65 mmボールコックとし、車両両側に各 1 個設けること。また、レバーは左右とも前方向で開とする。

第7 冷却装置（サブジェータ）

- 1 冷却装置は、水冷式とし、その構造及び内容については省令に適合するものとする。また、冷却後の水を水槽に戻すことのできる循環式とし、かつ車両外に排出できる切り換え装置を設けること。
- 2 冷却水配管については、ギヤーケース及び補助クーラーの配管を 1 個のバルブで操作が行えること。また、予備回路を設けること。

第8 水槽

- 1 水槽は、ポンプ室に設け、容量 2,000ℓ以上で角型鋼板製水槽の艀装は側板 4.0 mm以上、底板 6.0 mm以上、上部 4.5 mm以上の鋼材（日本工業規格 G3101）又はこれと同等以上の強度を有するポリプロピレン製等防錆性能に優れた材質とする。
- 2 水槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内面は適当と認められる防食加工を施し、水槽内部には有効な防波板を設けること。
- 3 左右ポンプ操作室に水量計を設け、液晶モニタ内でも水量表示ができること。
- 4 水槽とポンプ吸水側との間に 75mm ボールコックを設け、ポンプ操作室で開閉操作が行えること。
- 5 水槽は、ポンプの放水側配管から水槽へ送水できる構造とすること。また、後輪フェンダ一部奥側に補水口（積水口）を設け、水槽への補水条件（送水圧力）を銘板表示すること。なお、配管には、緩衝装置を施すこと。
- 6 水槽下部には、ドレンバルブ、上部にオーバーフロー管及びマンホールを設け、配管は、緩衝装置を施すこと。なお、マンホールの蓋は防錆、軽量化を考慮すること。
- 7 最減水時には、警報ブザーを鳴動させるとともに、液晶モニタに警報表示すること。なお、警報ブザーには停止スイッチを設けること。
- 8 後輪タイヤハウス内に水槽水取出し口を設けること。

第9 キャブ構造

- 1 キャブ構造は、ダブルキャブ型標準ルーフで、電動油圧式キャブチルトとすること。
- 2 キャブルーフにサイレンスピーカー、モーターサイレン及び標識灯一体型散光式警告灯を取り付けること。
- 3 キャブ後部を垂直に張出し、後席足元に十分な空間を確保し、居住性に優れた構造とすること。
- 4 消防章（署マーク、直径 150mm）をフロントグリル中央部に取り付けること。
- 5 フロントバンパー上面にアルミ縞板を取り付けること。

- 6 フロントウィンドウ上部及び下部にステンレス製またはメッキ製のクリップを取り付けること。
- 7 後席サイドステップは2段とし、水が溜まらない構造のワイドステップとすること。また、運転席側後席ステップ付近に固定装置付きの車止め入れを設けること。
- 8 各ドア内側フェンダー部分にステンレス製又はアルミ製の傷防止プレートを取り付けること。
- 9 各ドア側面にドア解放時、後方から視認できるよう赤色スレンダーLED 灯を取り付けること。なお、点灯はドア開閉に連動すること。
- 10 各ステップにLED ステップランプを取り付けること。なお、点灯はドア開閉に連動すること。
- 11 乗降用アウターグリップ（ステンレス製）をBピラー及びCピラーに設けること。
- 12 乗降時及び走行時において安全に必要な、握り棒及び手摺りを設けること。
- 13 ステンレス製の手摺りを前席と後席の間に設けること。
- 14 A 3サイズの地図入れボックスをステンレス製の手摺り中央部及び運転席側に設けること。なお、ボックスはパンチングプレート式とし、S字フック等が掛けられるようにすること。
- 15 センターコンソールボックスを前席の車両中央部に設け、次の電装品を取り付け設置すること。
 - (1) 消防用無線機（本部支給品）
 - (2) 車両動態管理装置一式（本部支給品）
 - (3) 電子サイレンアンプ（TSK-D152Y）イエल्प付
 - (4) 電装品 10 連操作スイッチ（SBW-D1）2 式
※10 連操作スイッチの位置、配列は本部が指定する。
 - (5) 音声合成チャンネル一覧銘板
 - (6) その他本部が指定するもの。
- 16 センターコンソールボックス後方に、各種書類、トランシーバー、携帯無線機等が収納できるよう脱着可能な仕切板を設けた収納ボックス（ゴム底板）を設置すること。
- 17 センターコンソール前方に小物収納ボックスを設けること。
- 18 オーバーヘッドコンソールは、運転席及び助手席に設け、書籍等が収納できること。また、運転席及び助手席にサンバイザーを取り付けること。
- 19 インバーター（700W 以上）をキャブ内に取付け、コンセント及び電源まで配線すること。なお、キーOFF 時には、ずばら充電器からの電源供給ができる構造とすること。
- 20 100V コンセントをキャブ内に2口設け、取付け部直上に「AC100V」の銘板を取付けること。
- 21 防滴型 100V コンセントを車両後面及びホースカー収納庫に各1箇所設けること。
- 22 エンジン油温計、アワメーターを運転席付近に設けること。
- 23 後退警報器を装着すること。
- 24 パイロットランプ付メインスイッチを運転席に設けること。
- 25 散光式警告灯、赤色警告灯、作業灯、電子サイレン、消防用無線機等の艀装装置の使用電源は、車両本来のヒューズボックスとは別にヒューズボックスを設け、使用回路のネームプレートを貼付すること。
- 26 LED 式室内照明灯をキャブ内天井に必要個数設け、スイッチはON/OFF/ドア開閉連動ができ

ること。

- 27 LED マップライトを助手席及び後部席左右に計3個設けること。
- 28 バッテリー収納ボックス（レール引出し式）を左側下部に設けること。
- 29 助手席に空気呼吸器取付け装置内蔵シートを設けること。また、シート両サイド後方に携帯合図灯2本を固定できる装置を設けること。
- 30 キャブ後部窓ガラス部分を後部に延長（ガラス保護枠付又ははめ殺し窓）し、空気呼吸器収納スペースを確保し、空気呼吸器固定用クイックホルダーを3個取り付けること。なお、運転席側に2個、助手席側に1個とし、空きスペースに収納棚（寸法及び構造等は、本部と協議すること。）を設けること。また、クイックホルダー付近に面体が架けられるフックを設けること。
- 31 クイックホルダー下部に収納ボックスを設け、ボックス内にゴムマットを敷くこと。
- 32 後部座席は、上下スライド式背もたれを設け、座面下部は収納スペースとすること。なお、座面は、跳ね上げ構造（ダンパー式）とすること。
- 33 後部座席天井後方（空気呼吸器上部）に、底面パンチング式の収納棚を設けること。（寸法及び構造等は、本部と協議すること。）
- 34 天井ネットシェルフを運転席、助手席、後部席上部に設けること。（位置・個数・構造等は本部と協議すること。）
- 35 天井中央に携帯拡声器1器を固定できる装置を設けること。
- 36 キャブ内の電気配線は、露出のないよう配線すること。（やむを得ない場合は、本部と協議のうえ決定すること。）
- 37 各座席は、汚損防止シート又は汚損防止用のシートカバーを取り付けること。
- 38 ステンレス製の旗立金具をキャブ上部左後方に設けること。
- 39 ドライブレコーダー内蔵カメラモニターを取り付けること。
- 40 バックカメラを取付け、ドライブレコーダー内蔵カメラモニターに表示できること。
- 41 ナビゲーションシステムを取り付けること。
- 42 ETC車載器を取り付けること。
- 43 オイルパンヒーター兼ずばら充電器コンセントを運転席側キャブ付近に設けること。

第10 車体艤装

- 1 車両の完成寸法等は、次のとおりとする。
 - (1) 全長：7,500mm 以下
 - (2) 全幅：2,450mm 以下
 - (3) 全高：3,200mm 以下
 - (4) 車両総重量：12 トン未満
- 2 艤装は総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮して製作すること。
- 3 車両の重要な点検箇所および主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためのスペースを確保するとともに、必要箇所には点検口及び点検扉を設けること。
- 4 車両骨格は、主要材料の軽量化を図り、必要な部分には鋼材を用い、十分な強度を有する構造とする。また、車体艤装の材料は、日本工業規格G3101（一般構造用圧延鋼材）又はこれと同等以上の強度を有する防錆性能に優れた材質とする。

- 5 車体上面は、活動に支障がないようアルミ縞板を設け、フラットな構造とすること。ただし、マンホール上部には扉を設け、メンテナンスが行えること。
- 6 車体側面中央及び側面後部は、資機材収納スペースとすること。なお、扉はバーハンドル式アルミシャッターとし、左右に各3枚、後面に1枚設けること。またポンプ室操作部下部には水抜き用のスリットを設けること。
- 7 シャッターレールは、室内の防水を考慮するためボデーと一体構造とし、メンテナンスのためボデー外面から取り外せるものとする。
- 8 ポンプ室側板は密閉式且つ点検等が容易に行える構造とすること。
- 9 ポンプ室下部、後輪フェンダー部及び後部下部は、完全チェーンレス式ステップ兼用扉を設け、扉内側はアルミ縞板張りとし、開閉が楽に行えるよう補助装置を設けること。また、活動中の危険を防止するため、踏み板面は横一線に揃うようフルフラット構造とし、周囲3面には反射テープとLED警告灯を埋め込み、開いている状態で、点滅するように施し、扉にロック機構を取り付けること。
- 10 車体両側面上部のパネル（あおり）を立ち上げ、標識灯、赤色警告灯兼作業灯が取り付けられるようにすること。
- 11 ステンレス製梯子を車体上面への昇降用として、キャブと車体間の左右に設け、梯子上部は車体上部より高くし安全性を確保すること。
- 12 アルミ製展開式梯子を車体上面への昇降用として、車体後面右側に設けること。
- 13 車体上面への昇降及び作業の安全性を確保するため、手摺を必要箇所に設けること。
- 14 ポンプ室下部は、燃料タンク取付け位置などを考慮して、極力資機材スペースを確保すること。なお、ホース収納が可能な場合は、三方ローラーを取付けること。
- 15 車体左中央収納庫に展開式収納棚を設けること。表面は放水器具等が取り付けられるような構造とし、下部に小物収容用の受け皿を取り付けること。展開式収納棚裏面及び収納庫奥面にスタンドパイプなどの消火栓器具及び破壊器具等が取り付けられる構造とし、下部に小物収容用の受け皿を取り付けること。
- 16 車体右中央収納庫は、可動式収納棚を設け、上段は2重巻きホース及びホースバッグが収納できる構造とし、ベルト等で固定すること。中段及び下段は、アルミボックスを置き、容易に取り出し易く、かつ、落下しないような構造にすること。なお、アルミボックスの寸法は別途指示する。
- 17 車体左後部収納庫は、下段に発電機、信号付き投光器、コード収納袋、三脚を収納できる構造とし、各資機材はベルト等で固定し、スライドして取り出せる構造とすること。上段及び中段は、可動式収納棚を設け、2重巻きホース及びホースバッグが収納できる構造とし、ベルト等で固定すること。
- 18 車体右後部収納庫は、3段棚とし、下段にエンジンカッター、チェーンソーを収納し、スライドして取り出せる構造とすること。上段は、アルミボックスを置き、容易に取り出し易く、かつ、落下しないような構造にすること。中段は、燃料携行缶2缶を収納し落下しない構造とすること。また、上段、中段の後方は、2段を貫通させ、上部に可倒式フックを取り付け、ロープ等を吊り下げる構造とすること。なお、アルミボックスの寸法及びフックの数は別途指示する。
- 19 車体後部は、ホースカー油圧式昇降装置を設け、カノー式電動アシストホースカーを積載

すること。また、車両後面右側に操作スイッチを設けること。なお、ホースカー収納を確認できる表示ランプを操作スイッチ付近に設けること。また、車内の10連操作スイッチにも表示すること。

- 20 カノー式電動アシストホースカーは65mmホースが8本以上積載できる容量とし、電動アシストホースカーの上部にLアングルの枠を四角に設け、シマダ折りホース等をベルトで固定できるようにし、二又分岐管1台、クアドラノズル（eノズルフォルダー付）1本、差込オス×オス65mm媒介、差込メス×メス65mm媒介を取り付けられる構造とすること。また、ホースカー収納庫にホースカー充電用の防滴型コンセントを1個設け、ずぼら充電器より分岐し電源供給できる構造とすること。
- 21 車体後部ホースカー収納庫に予備空気ボンベ4本を収納し、消火器1本（自動車用粉末20型）を専用金具により堅固に取り付けること。その他収納スペースには、ホースブリッジ及び折りたたみ式バリケードを収納すること。
- 22 梯子取付け装置を次の構造により設けること。
 - (1) ダンパー式梯子昇降装置を車体上面左側に設け、地上から梯子の取出しが可能な構造とすること。
 - (2) 昇降装置への梯子の収納は、三連梯子及びカギ付き梯子を二段に積載し、それぞれ単独で積み降ろしのできる構造とすること。
 - (3) とび口2本を昇降装置右側部分に取り付けること。
 - (4) 取手部分は、ステップ等に乗ることなく地上から容易に届く位置とし、引き出せること。
 - (5) 装置のロックは、使用時のスライドロックと走行時の脱落防止のゲートロックの二重施錠とし、地上から容易に操作できるものとする。
 - (6) スライドロックは、自動施錠及びワンタッチ解除が可能なものとする。
- 23 アルミ製縞板収納ボックスを車体上面右側に設け、収納ボックスの床面に樹脂製スノコ板を敷くこと。また、蓋はダンパーを使用し開閉する構造とし、蓋裏面に角スコップ及び剣先スコップを取り付けること。なお、ボックスの大きさ、設置位置等は本部と協議すること。
- 24 車体上面後方に使用したホースを積載するスペースを設け、ホースが落下しないように、四方を枠で囲み、ゴムネットを取付けること。（枠の寸法は、本部と協議すること。）
- 25 各ステップはアルミ縞板とし、滑り止めを施すこと。
- 26 収納庫及び収納棚は、収納する資機材が飛び出し又は転落等しない構造とし、資機材の固定方法、固定バンドの長さ及び数量等については、本部と協議すること。
- 27 収納庫扉（ステップ）、収納庫シャッター及びポンプ操作室シャッターの開閉状態を車内で確認できるように10連操作スイッチに表示すること。
- 28 資機材収納庫及びアルミボックスに樹脂製スノコ板を敷くこと。
- 29 その他資機材の収納位置については、本部と協議すること。

第11 サイレン及び灯火類

- 1 キャブルーフにサイレンスピーカー、モーターサイレン及び標識灯一体型散光式警告灯を取り付けること。なお、標識灯の点灯はシャシスモール灯と連動すること。
- 2 赤色警告灯及び作業灯を次のとおり取付けること。
 - (1) フロントバンパー左右側面に赤色警告灯を各1個取り付けること。

- (2) フロントグリルに赤色警告灯を2個取り付けること。
 - (3) 車体後部に赤色警告灯兼作業灯を2個取り付けること。また、プロテクターガードを取付けること。
 - (4) サイドパネル左右に赤色警告灯兼作業灯を各3個取り付けること。
 - (5) フロントグリル赤色警告灯及び車体後部の赤色警告灯は、減光出来るスイッチを10連操作スイッチに組み込むこと。
 - (6) 作業灯のスイッチは、車体後部右側に集中して設けること。なお、(3)及び(4)の作業灯は、キャブ内からも操作できよう10連操作スイッチに組み込み、スイッチは3路スイッチ方式によるオルタネイト動作とすること。
- 3 サイレンは、次のとおり取付けること。
- (1) モーターサイレンは、散光式警告灯一体型とし、スイッチは10連操作スイッチ内に設けること。
 - (2) 電子サイレンアンプはキャブ内のセンターコンソールに取り付けること。なお、電子サイレンアンプ内臓メッセージは別に指示する。
 - (3) イエルプサイレンスイッチを10連操作スイッチ内に設けること。
- 4 ゲージランプ及び各種照明灯は、次のとおり取付けること。
- (1) 資機材ボックス内部を有効に照射できるLED式照明灯を必要数設けること。尚、レンズ部は割れ難いポリカーボネイト製とし、収納ボックス内の照明灯は、ステップの開閉またはシャッターの開閉と連動して点灯、消灯するものとする。ただし、メインスイッチがOFF時は点灯しないこと。
 - (2) エンジン室内灯、ポンプ室内灯を設け、スイッチは10連操作スイッチ内に設けること。
 - (3) サイドパネル（あおり）左右前方に標識灯を取り付けること。スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。
 - (4) サイドパネル（あおり）内側にLED式足元灯を左右各2個取り付け、スイッチは車体後面右側付近に設けること。
 - (5) 車体後部左右に車幅灯を各1個取り付け、スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。
 - (6) 後輪後方付近左右にLED式路肩灯を各1個取り付け、スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。また、レンズ部は割れ難いポリカーボネイト製とすること。
 - (7) 後輪左右フェンダー内にLED式後輪照射灯を各1個取り付け、スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。また、レンズ部は割れ難いポリカーボネイト製とすること。
- 5 LED式サーチライト（佐藤工業所製 SP-Q28SW）を車体後部に伸縮ポール付きで取り付け、スイッチを車体後部右側に設けること。
- 6 補助ウィンカーを速消ボックス付近に設けること。
- 7 車両後部コンビネーションランプはLED式とする。
- 8 電装類の各種配線等は、耐熱及び損傷防止等を考慮した配線保護措置を講ずること。

第12 消防無線装置

- 1 消防用無線機一式及び車両動態管理装置一式（以下「AVM」という。）を無線業者及び本部と十分協議し、キャビン内の指定する位置に移設すること。

- 2 無線送受信器をセンターコンソールボックスに取り付けること。
- 3 車外無線スピーカーON/OFFスイッチを10連操作スイッチに組み込むこと。
- 4 埋込型車外無線送話機取出ボックスを車両左右ポンプ操作部に設け、無線送受信器、AVM動態スイッチを取り付けること。
- 5 車内スピーカーを、音声聞き取りやすく、かつ乗車隊員の動作の支障のないBピラー付近に2箇所取り付けること。
- 6 車外スピーカーを、左右ポンプ操作室に各1個、車両後面に1個を埋め込みにより取り付けること。
- 7 キャブ内部へのアンテナ引き込み口は雨水等浸入防止措置をすること。
- 8 アンテナの取り付け位置は、送受信に支障ない箇所に取り付けること。
- 9 AVM用FOMAアンテナは、室内の受信に妨げとならない場所に設置すること。
- 10 本部が支給する機器以外のアンテナ、スピーカー及び配線等は、全て新品を取り付けること。
- 11 消防無線、AVM移設確認表、無線試験表及び作業写真を提出すること。

第13 塗装および記入文字

- 1 塗装は、次のとおりとする。
 - (1) キャビン及び車体は朱色とし、塗料は揮発性有機溶剤削減、環境負荷物質を一切含んでいない等の環境に考慮した塗料を使用すること。また、シャッター外面の塗装色は、キャビン及び車体と同色とし、塗色が剥離しにくい方法で塗装すること。
 - (2) 各ステップは、アルミ縞板の場合、地色にすること。
 - (3) 車体上面床面は、アルミ縞板の場合、地色とすること。
 - (4) 車両下回りは、黒色（アンダーコート）塗装とすること。
 - (5) ポンプ操作室は、赤色塗装とすること。
 - (6) 各ボックス内は、シルバー塗装とすること。
 - (7) 配管塗装は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令とすること。
 - (8) ボールコックは、銀色塗装とすること。
 - (9) FRP パーツは、赤色ゲルコート加工または赤色塗装とすること。
- 2 塗装は、入念に落錆し、防錆及び素地調整を施し、上塗りを3回以上施すこと。
- 3 記入文字は、次のとおりとする。
 - (1) 文字等は下記のとおりとし、サイズ等詳細は別途協議する。

記入する文字	記入する場所	文字色	書体
三島2	フロント面左側	白色(黒縁)	丸ゴシック
静岡県	フロント面右側	白色(黒縁)	丸ゴシック
富士山南東消防本部 Mt.Fuji Southeast F.D.	キャブ後部ドア左右	白色(黒縁) 白地赤抜き	丸ゴシック Impact
三島2	キャブ前部ドア左右	白色(黒縁)	丸ゴシック

静岡県 三島2	キャビン天面	黒色	丸ゴシック
令和4年度緊急消防援助隊 設備整備費補助事業	後部左下部	白色	丸ゴシック
三島2	後部シャッター上部	白色(黒縁)	丸ゴシック
静岡県 富士山南東消防本部	後部シャッター	白色(黒縁)	丸ゴシック
SHIZUOKA Mt.Fuji Southeast Fire Department		白色(黒縁) 白地赤抜き 白色(黒縁)	Impact
静岡県	散光式警告灯一体型 標識灯	黒色	丸ゴシック
三島署	サイドパネル標識灯	黒色	丸ゴシック
Mt.FujiSoutheast F.D. Water TANKER 2000	左右後方シャッター	白色(黒縁) 白地赤抜き	Impact
2 MISHIMA	左右中央シャッター	【数字】 白色(黒縁) ----- 【文字】 黄色(黒縁)	Impact
Call 119	左右前方シャッター	青色(白枠)	Impact

※ キャビン天井及び標識灯を除き、すべて再帰反射材基準に満たない反射材を用いること。

- (2) 車両側面及び後部に約76mm幅の再帰反射材(赤)を帯状に入れること。
- 4 次に掲げるものについては、良質のクロムメッキを施すこと。ただし、クロムメッキを施すことのできない部分はすべて塗装を行い、地肌露出部分がないようにすること。なお材質が、アルミニウム、ステンレス等でクロムメッキ処理が必要でないものを除く。
- (1) 吸水口、放水口、中継吸口及び結合金具類
 - (2) 手摺及び握り棒類
 - (3) 各種操作レバー
 - (4) 照明灯の可動支柱
 - (5) その他砲金部分
- 5 消防用ホースの名入れ等は、本部が別に指定する。
- 6 付属品及び装備品は、可能な限り「三島消防署」と記入すること。(消防用ホースは除く)

第 14 取付品、付属品及び装備品

- 1 取付品、付属品及び装備品は、別表のとおりとする。なお、やむを得ず変更する場合は本部と十分協議し決定すること。
- 2 取付品、付属品及び装備品は、JIS 規格及び関係法令等の規格及び基準に適合したものであること。